

## 2. 給与所得者異動届出書の書き方

### ◎退職・休職・転勤・転職等

納税者が退職・休職・転勤・転職等により徴収ができなくなった場合は、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ翌月 10 日までに必ず提出してください。  
転勤・転職等の場合は、新しい勤務先を経由して異動届出書を提出してください。(本人に渡さず会社経由での提出にご協力ください。)

### ◎退職者の残税額の徴収方法

退職者が 6 月 1 日から 12 月 31 日までの期間で納税者から一括徴収の申し出があった場合は、残税額を一括徴収してください。

**退職日が 1 月 1 日から 4 月 30 日までの期間で、本人の申し出がなくても残税額を超える給与又は退職手当等が支給される場合は、地方税法により一括徴収が義務付けられています。**

### ◎異動届出書の提出について

異動届出書の提出がなかったり、遅れたりしますと、滞納となり督促をうけることがあります。

また、当市の異動処理が遅れる結果、納税者が一度に多額の市民税・都民税を納めるようになりますので、忘れずに提出してください。

異動届出書を市役所へ提出される日付を記載してください。

異動された納税義務者の氏名を記載してください。

1 月 1 日現在の住所から変更がある場合は、現在の住所を記載してください。

転勤等により新しい勤務先で特別徴収を継続される場合は、その名称、所在地、電話番号、徴収開始月等を記載してください。

給与支払報告書 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書									
4		3 2 1		◎異動があった場合は、速やかに提出してください。		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
新勤務日から現住所までの間隔は、下段の「現住所」と「現住所(記入用欄)」に記載する間に記載してください。		7年10月5日提出		給与支払義務者 特別徴収義務者 氏名又は名称 代表者 氏名 個人番号 又は法人番号		住所(居所) 郵便番号 186-8501 国立市富士見台2-47-1 カブシキガイシャ クニタチ ショウウジ 株式会社 国立商事 代表取締役 国立太郎		特別徴収義務者指定期番 123456 ※山町ごとに異なります 宛名番号 3 相手先 相手先 氏名 青柳 緑 電話 042-576-2111	
新勤務日から現住所までの間隔は、下段の「現住所」と「現住所(記入用欄)」に記載する間に記載してください。		新勤務日から現住所までの間隔は、下段の「現住所」と「現住所(記入用欄)」に記載する間に記載してください。		(※1)		異動年月日 7年 9月21日		異動の事由 (該当に○) ①退職 ②転勤 ③合併 ④休業 ⑤産休育休 ⑥長期欠勤 ⑦死亡 ⑧普通徴収(本人納付) ⑨会社解散 ⑩その他 ※異動後の未徴収税額の徴収(該当に○) ※特別徴収継続(転勤等) ※転勤・転職による特別徴収額は新勤務先で記載してください ①一括徴収(○で囲んだ場合は、下記を記載してください) ②一括徴収(○で囲んだ場合は、下記を記載してください) ③普通徴収(本人納付) 未徴収税額がある場合、国立市から未納書を送付します 9で囲んだ場合は、一括徴収できない理由等を記載してください ⑩その他 10. その他の選択した場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください 普 C 紹介がなければ支拂ひない (年割り納付) (月割り納付) 住所 普 D 納付の支拂い不定期 (例:給与の支拂いが毎月かい) 就柄 事業者 普 E (個人事業主のみ記入) 就活 — ※10. その他を選択した場合は、普 C ~ 普 E に記載がない場合、ご選択することができます。	
新勤務日から現住所までの間隔は、下段の「現住所」と「現住所(記入用欄)」に記載する間に記載してください。		新勤務日から現住所までの間隔は、下段の「現住所」と「現住所(記入用欄)」に記載する間に記載してください。		(※2)		月割額 円 月分から徴収し 納入する 給与所得者 個人番号 又は法人番号		特別徴収義務者指定期番 新勤務先の場合は記入不要 国立市作成の納入書の要否 新規の場合、納入書(要・不要) 相手先 相手先 氏名 電話 — 受取者番号	
特別徴収税額の通知書の個人別明細書に記載された合計年税額を記載してください。		徴収済の月割額の合計額を記載してください。		年税額から徴収済税額を差引いた残額を記載してください。		納稅義務者用の通知を電子で受け取る場合は必ず記入してください。			

### 【ご注意】

給与所得者異動届出書を提出する際に、特別徴収義務者の13桁の法人番号（個人事業主の場合は代表者の12桁の個人番号）と、給与所得者の12桁の個人番号を記載していただきますが、転勤等により特別徴収を転勤先にて継続する場合は以下の点にご注意ください。

※1 【転勤元の特別徴収義務者が個人事業主の場合】 …個人事業主の個人番号は記載しないでください。

※2 【転勤等における給与所得者の個人番号】 ……転勤元では、給与所得者の個人番号は記載しないでください。

転勤先の事業所等が従業員から個人番号を取得し、記載してください。

該当者の課税されている自治体が現年度、新年度で異なる場合は、各々の自治体に異動届出書を提出してください。

該当する異動の事由に○をつけてください。

異動後の未徴収税額の徴収(該当に○)  
※特別徴収継続(転勤等)  
※転勤・転職による特別徴収額は新勤務先で記載してください  
①特別徴収継続(転勤等)  
②転勤  
③合併  
④休業  
⑤産休育休  
⑥長期欠勤  
⑦死亡  
⑧普通徴収(本人納付)  
未徴収税額がある場合、国立市から未納書を送付します  
9で囲んだ場合は、一括徴収できない理由等を記載してください  
⑩その他  
10. その他の選択した場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください  
普 C 紹介がなければ支拂ひない  
(年割り納付) (月割り納付)  
住所  
普 D 納付の支拂い不定期  
(例:給与の支拂いが毎月かい)  
就柄  
事業者  
普 E (個人事業主のみ記入)  
就活  
—  
※10. その他を選択した場合は、普 C ~ 普 E に記載がない場合、ご選択することができます。

一括徴収した場合の納付月を記載してください。

給与所得者がお亡くなりになり、かつ相続人代表者が判明している場合は、記載してください。

異動事由「10. その他」を選択した場合は、普 C ・普 D ・普 E のいずれかの理由に○をつけてください。